

平成 30 年度
戦略的国際共同研究推進委託事業のうち
日独農業大臣会談での合意実施・フォローアップ
事業

公 募 要 領

【応募受付期間】

平成 30 年 8 月 27 日（月） 15 : 00～平成 30 年 10 月 12 日（金） 17 : 00

【ご注意】

- ・ 本事業への応募は全て「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」で行います。
（郵送や直接の持ち込み、E-mail 等では一切受け付けません。）
- ・ e-Rad の使用にあたっては、事前に「研究機関の登録」、「研究者の登録」が必要となります。
応募時までに、代表機関だけでなく共同研究機関も研究機関コード・研究者番号を取得していただく必要があります。
- ・ e-Rad の登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕を持って手続きを行ってください。

平成 3 0 年 8 月

農林水産省
農林水産技術会議事務局

(別紙資料)

別紙1 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募手続きについて

別紙2 研究課題提案書 (応募様式)

別紙3 説明会参加申込書

別紙4 日独農業大臣会談での合意実施・フォローアップ事業に係る契約方式について

別紙5 委託事業で計上できる経費

別添 委託事業における人件費の算定等の適正化について

はじめに

農林水産省は、平成 30 年度戦略的国際共同研究推進委託事業のうち日独農業大臣会談での合意実施・フォローアップ事業（以下「本事業」という。）について、委託研究の実施を希望する研究機関等を一般に広く募ることにいたしました。研究の実施（公募課題の受託）を希望される方は、本要領に従って提案書を提出してください。

I 事業の概要

近年、社会経済のグローバル化や情報化が深化し、世界的に研究開発競争が激化する中で、従来以上にスピード感を持って革新的な技術シーズを生み出し、それら技術シーズを商品化・事業化につなげていくことが必要となっています。

こうした中、他国の研究機関等が持つ強みを積極的に我が国の研究に導入し、我が国の有する高い農林水産・食品分野の研究開発能力と組み合わせ、革新的な技術シーズを生み出す国際共同研究を実施することが必要です。

本事業は、研究開発の国内自前主義ではなく相手国研究機関の強みを国内に導入するための国際共同研究、自国の優れた研究開発能力を相手国のフィールドで試験するための国際共同研究、及び、二国間にまたがる課題の解決を図るための国際共同研究を国として実施し、国内での研究開発成果の加速化を進めることを目的とします。

具体的には、農林水産省とドイツ食料・農業省が定める研究領域（II. 1）において、ドイツ食料・農業省が所管するチューネン研究所（Johann Heinrich von Thünen Institute Federal Research Institute for Rural Areas, Forestry and Fisheries）及びユリウス・クーン研究所（Julius Kühn-Institut Federal Research Centre for Cultivated Plants）（以下「ドイツ側研究機関」という。）に所属する研究者と日本国内に設置された大学、民間企業、国立研究開発法人、国等の研究機関に所属する研究者が、共同研究を実施することとしています。

そのため、本事業への応募に当たっては、日本の研究機関等が、ドイツ側研究機関と合同で研究グループを構成し応募する必要があります（その上で、共同研究相手先であるドイツ側研究機関と共同研究契約を締結していただく必要があります）。

II 国際共同研究開発領域

1 本事業で公募する課題は以下のとおりです。

- ・ 植物育種及び防除に関する研究（ドイツでの課題名「Plant breeding and plant protection」）
- ・ 持続的な家畜生産及び管理に関する研究（ドイツでの課題名「Sustainable livestock production and management」）

2 契約限度額

1 課題当たり、7,500 千円（消費税（地方消費税を含む）込み）

III 研究期間

平成 30 年度～平成 32 年度 3 年間（予定）

IV 研究経費

研究経費は、日本の研究実施者を対象に支払われ、上限額は上記Ⅱの2に記載のとおりです。ただし、研究経費は、採択審査の結果等を踏まえて配分されるため、提案時の予算計画書に記載された額で契約が締結されるとは限りません。また、翌年度以降の研究経費は、提案当初の研究費を委託金額として保証するものではなく、評価委員会における研究の進捗状況の点検により、研究の目標達成が著しく困難である等、研究の中止や縮小が適当と判断された場合は、次年度以降、委託費の削減、参加研究機関の縮減、委託自体の不実施等を行います。

V 応募

1 日本の研究開発実施者の応募資格等

応募者（単独で応募した場合はその者、グループとして応募する場合は研究開発代表者）は、次の①から⑥までの要件を満たす必要があります。

- ① 民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、国立研究開発法人、大学、地方公共団体、NPO法人、協同組合の法人格を有する研究機関等（※）であること。

※ 研究機関等とは、国内に設置された法人格を有する者であって、以下のA、Bの条件を満たす機関を指します。

- A 研究（企画調整を含む。）を行うための研究体制、研究員、設備等を有すること。
B 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。

- ② 平成 28・29・30 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の区分の有資格者であること。（応募には、平成 28・29・30 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）（以下「競争参加資格」という。）の提出が必要です。競争参加資格のない者は応募できませんので、応募時までに競争参加資格を取得してください。競争参加資格の取得には時間を要しますので、応募する場合は速やかに申請を行ってください。なお、地方公共団体においては競争参加資格の提出は必要ありません。）

詳しくは、以下をご覧ください。

(<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/h28-yukoshikaku.html>)

※ コンソーシアムの場合は代表者が有資格者であれば可能です。

※ 研究機関等が平成 28・29・30 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一規格）の「役務の提供等」の区分の有資格者であるかどうかについては、「有資格者名簿閲覧ページ」にて確認できます。

(<http://www.chotatujoho.go.jp/csjs/ex016/StartShikakushaMenuAction.do>)

- ③ 委託契約の締結に当たっては、農林水産省から提示する委託契約書に合意できること。

- ④ ドイツにおける研究を除き、原則として、日本国内の研究拠点において研究を実施すること。ただし、国外機関が有する特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。
- ⑤ 応募者が受託しようとする公募課題について、研究の企画・立案及び進行管理を行う能力・体制を有すること。具体的には以下AからCの能力・体制を有していること。
- A 国との委託契約を締結できる能力・体制
 - B 研究経費の執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経理責任者の設置や複数の者による経費執行状況確認等の適正な執行管理体制（体制整備が確実である場合を含む。）
 - C 研究成果の普及、研究実施に係る連絡調整等、コーディネート業務を円滑に行う能力・体制
- ⑥ 当該研究の実実施計画の企画立案、実施、成果管理等を総括する研究開発代表者を選定すること。なお、研究開発代表者は、次のAからCの要件を満たしていることが必要です。
- A 原則として応募を行おうとする研究機関等に常勤的に所属しており、国内に在住していること
 - B 当該研究の遂行に際し、必要かつ十分な時間が確保できること
 - C 当該研究の遂行に必要な高い研究上の見識及び当該研究全体の企画調整・進行管理能力を有していること

※長期出張により長期間研究が実施できない場合、又は人事異動、定年退職等により本事業の研究から離れることが見込まれる場合には、研究開発代表者になることを避けてください。

- ⑦ 本事業では、採択された場合に、ドイツ側研究機関と共同研究契約を締結し共同研究チームを構成して頂く事が必須です。

2 国内の複数の研究機関等が研究グループ（コンソーシアム）を構成して研究を行う場合の要件

委託事業は直接採択方式であり、公募課題の一部又は全部を受託者が他の研究機関等に再委託することはできません。

このため、複数の研究機関等が共同で公募課題を受託しようとする場合には、研究グループを構成した上で、次の①～③の要件を満たすとともに、参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、研究グループの代表機関を選定し、代表機関から応募していただく必要があります。代表機関には、経理責任者を配置し委託契約の締結、資金管理等の事務的な業務も担っていただきます。

- ① 研究グループを組織して共同研究を行うことについて、グループに参加する全ての機関が同意していること。

② 研究グループと農林水産省が契約を締結するまでの間に、研究グループとして、共同研究契約を締結することが確実であること（共同研究方式）。

③ 研究グループとして契約を締結する必要があるため、契約締結前に「随意契約登録者名簿登録申請書」を提出すること。

※ また、研究グループの代表機関以外の研究グループ参加機関（以下「共同研究機関等」という。）は、国内に設置された法人格を有する者であって次の A、B の要件を満たしていることが必要です。

A 当該研究の遂行に当たり、適切な管理運営を行う能力・体制を有していること。

B 研究又は関係機関との相互調整を円滑に実施できる能力・体制を有していること。

※採択後、契約締結までの間に、共同研究機関等に重大な変更等があった場合には、採択を取り消し、改めて委託先の選定を行うことがあります。

3 ドイツ側研究機関との共同研究体制

本事業では、ドイツ側研究機関と日本国内に設置された大学、民間企業、国立研究開発法人、国等の研究機関に所属する研究者とが、共同により研究を実施することとしています。

本事業への応募に当たっては、ドイツ側研究機関と合同で、1の⑦に記載している共同研究チームとして応募してください。その上で、共同研究相手先であるドイツ側研究機関と共同研究契約を締結していただく必要があります。共同研究契約につきましては、応募の段階で締結していただく必要はありませんが、委託契約締結の際には締結済みの共同研究契約書を提出していただきますので、準備を進めておいてください。

4 応募から委託契約までの流れ

平成 30 年 8 月 27 日 公示・公募要領の公表

平成 30 年 8 月 27 日～ 府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）による
公募受付開始

e-Rad ポータルサイトにアクセスし、研究機関等及び研究者情報を
登録、ID 及びパスワードを取得

平成 30 年 9 月 6 日 説明会の実施

公募要領に従って提案書を作成、e-Rad（研究者ログイン画面）で応募
注）e-Rad で研究者が応募情報の登録確認を「実行」すると、応募
課題の情報が研究機関の事務代表者に対して提出されます。

農林水産省へ提出するためには、所属する機関の「承認」が必要となります。

研究機関の事務代表者による「承認」を応募受付期間中に行わないと、事務局へ提出したことになりませんので十分にご注意ください。

応募者がシステムの「応募課題情報管理」画面にて処理状況を確認（「配分機関処理中」になっていることを確認）

平成 30 年 10 月 12 日 応募締切

平成 30 年 10 月～ 審査委員会

委託先の決定

委託予定先をホームページにて公表
e-Rad システムに反映

5 応募手続き

(1) 応募方法

応募者は、「e-Rad」を利用して平成 30 年 10 月 12 日（金）17：00 までに電子申請を行ってください。e-Rad を利用した電子申請の詳細については、別紙 1 を御覧ください。

e-Rad を利用して応募するためには、あらかじめ研究機関等及び研究者情報の登録手続きを行う必要があります。研究機関等及び研究者情報の登録には、通常でも 1～2 週間程度、混雑具合によってはそれ以上の期間を要する場合があります。また、応募手続きを期限直前に行うと、多数の応募が集中し、e-Rad の操作に支障が出る場合がありますので、応募は十分な時間的余裕を持って行ってください。

郵送、持参、FAX 及び電子メールによる提出は受け付けることができませんので、御注意ください。

【e-Rad による受付期間】

- ・ 応募受付期間：平成 30 年 8 月 27 日（月）15：00～
平成 30 年 10 月 12 日（金）17：00（厳守）
- ・ e-Rad の利用可能時間帯：00：00～24：00
（土・日、祝祭日も利用可能）
- ・ e-Rad のヘルプデスク受付時間：平日 9：00～18：00
TEL：0570-066-877（または 03-5625-3961）

※e-Rad の利用時間及びヘルプデスクの運用時間は、平成 30 年 8 月 27 日現在。

今後、変更する可能性がありますので、e-Rad ポータルサイトの「システムのサービス時間」(<http://www.e-rad.go.jp/terms/support/index.html>) を御確認ください。

(2) 応募書類

提案書一式

提案書の作成に当たっては、本要領に従い、別紙2の提案書様式に御記入ください。

(応募の段階でドイツ側研究機関と共同研究契約書(知的財産の取扱を含む)の締結まで求めないが、委託契約時には提出することとなりますので、応募書類作成段階でドイツ側研究機関と締結の準備を進めておいてください)

(3) 応募に当たっての注意事項

応募に要する一切の費用は、応募者において負担していただきます。

次の場合には応募は無効となりますので、御注意ください。

- ① 応募資格を有しない者が提案書を提出した場合
- ② 提案書に不備があった場合は提案書の修正を依頼いたしますが、期限までに修正できない場合
- ③ 提案書に虚偽が認められた場合

(4) 応募書類の取扱い

提案内容に関する秘密は厳守します。また、審査を行う審査委員にも守秘義務を課しています。提案書は、原則として審査以外には使用しませんが、採択された提案書については農林水産省が実施する研究課題の評価及び研究により得られた成果の追跡調査等でも使用場合があります。また、不採択となった提案書については、農林水産省において廃棄します。なお、御提出いただいた書類等は、(要件不備の場合を含めて)返却しません。

6 説明会の開催

当該提案公募に係る内容、契約に係る手続、提案書類等について説明するため、以下のとおり説明会を開催します。説明会への出席は、義務ではありません。御希望の方は、研究機関ごとに別紙3の参加申込書に御記入の上、説明会の開催前日の12時00分までにFAXにてお申し込みください。(会場の都合により、1機関当たりの参加者数を制限させていただく場合があります。)

【説明会の日程・時間・場所】

平成30年9月6日(木) 10:30～農林水産技術会議事務局会議室

(農林水産省 本館6階 ドアNO本668)

7 秘密の保持

本事業に係る応募書類及びe-Radへの登録のために応募者から提出された資料に含まれる個人情報、本事業の採択の採否の連絡、採択課題に係る契約手続、審査又は評価の実施、e-Radを経由した内閣府の「政府研究開発データベース」への情報提供等、農林水産省が業務のために利用・提供する場合を除き、応募者に無断で使用することはありません。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

なお、採択された個々の研究課題に関する情報(研究課題名、研究概要、研究機関名、研究

者名、研究実施機関等)は、行政機関が保有する情報として公開されることがあります。

また、研究上の不正行為、研究費の不正使用等を行った研究者等については、国の事業への応募制限のための情報提供を、内閣府その他研究資金を所管する国の機関に行います。以上のことをあらかじめ御了解の上、応募書類の提出をお願いします。

8 研究課題情報等の提供（公開）

採択された個々の研究課題に関する情報（研究課題、研究概要、研究実施機関、研究者、予算、業績等）は、農林水産研究動向検索システム（非公開）に登録し、農林水産省が業務のために利用します。

また、課題ごとの予算額、担当人数、担当者、特許情報を除いた研究課題及び研究実績（論文等）の情報は、一般に公開しますのであらかじめ御了承ください。

VI 委託先の選定

1 委託先の選定

(1) 選定方法

委託予定先の選定は、外部専門家（大学、企業などの研究者等）等で組織する審査委員会において、次の（2）の審査基準に基づいて行います。審査に当たっては、ヒアリングを実施しますので、プレゼンテーション用資料を御用意いただきます。なお、プレゼンテーションの日時及び場所は別途担当者より御連絡いたします。また、追加資料等の提出を求める場合があります。

(2) 審査基準

委託先の選定に関する基準は以下のとおりです。同点のものがあつた場合には、審査項目「科学的・技術的な意義」の点数が高い応募者を上位とします。審査項目「科学的・技術的な意義」の点数も同じであつた場合には、審査項目「目標の実現可能性」の点数が高い応募者を選定するものとします。審査項目「目標の実現可能性」の点数も同じであつた場合には、審査項目「共同研究における協力の品質及び共同研究の実施体制」の点数が高い応募者を選定するものとします。審査項目「共同研究における協力の品質及び共同研究の実施体制」の点数も同じであつた場合には、審査項目「期待される成果、及び両国の連携から生まれる独自性」の点数が高い応募者を選定するものとします。なお、すべての項目が同点の場合には、審査委員長の高得点が高いものを上位と判断します。

審査項目	審査基準
1 科学的・技術的な意義	a 科学的・技術的な意義が非常に大きく、国として真に優先的に実施すべき研究だと考えられる。また、国際共同研究として真に必要なものと認められる（40点）
	b 科学的・技術的な意義が大きく、国として優先的に実施すべき研

	<p>究だと考えられる。また、国際共同研究として十分に必要なものと認められる (30 点)</p> <p>c 科学的・技術的な意義が一定程度あり、国として実施する研究として差し支えない。また、国際共同研究として必要なものと認められる (15 点)</p> <p>d 科学的・技術的な意義がほとんどなく、国として実施する研究としてふさわしくない、又は、国際共同研究として必要なものと認められない (0 点)</p>
2 目標の実現可能性	<p>a 達成目標及び実施計画が意欲的かつ具体的に設定されている。また、達成目標の実現性も非常に高い (20 点)</p> <p>b 達成目標及び実施計画が具体的に設定されている。また、達成目標の実現性も高い (15 点)</p> <p>c 達成目標及び実施計画が設定されており、これまでの研究成果を踏まえると達成目標は実現されると考えられる (10 点)</p> <p>d 達成目標及び実施計画が明確ではなく、これまでの研究成果を踏まえると達成目標が実現される見込みは少ない (0 点)</p>
3 共同研究における協力の品質及び共同研究の実施体制	<p>a 協力の品質が非常に高い。また、研究設備、研究者が十分に確保され、実施体制が整っている (20 点)</p> <p>b 協力の品質もしくは実施体制のいずれかで若干見劣りするものの、研究遂行には支障がないと見込まれる (15 点)</p> <p>c 協力の品質又は実施体制のいずれかで見劣り、研究遂行に支障を来すおそれがある (10 点)</p> <p>d 協力の品質も実施体制も見劣り、十分な研究の遂行が見込めない (0 点)</p>
4 期待される成果、及び両国の連携から生まれる独自性	<p>a 国際的な水準で見て、新規性・独創性・革新性が非常に優れている。将来の実用化、商品化が非常に大きく見込まれる。(20 点)</p> <p>b 国際的な水準で見て、新規性・独創性・革新性が優れている。将来の実用化、商品化が十分見込まれる。(15 点)</p>

	<p>c 国際的な水準で見て、新規性・独創性・革新性が不十分とはいえない。将来の実用化、商品化が見込まれる（10点）</p> <p>d 国際的な水準で見て、新規性・独創性・革新性が不十分である。将来の実用化、商品化が見込まれない（0点）</p>
--	--

(3) 委託予定先との契約締結が不可になった場合等の対応

委託予定先の決定後、委託予定先との契約締結が不可になった場合は、(2)の決定方法に基づいて、当初の委託予定先の提案書以外の提案書から委託予定先を改めて選定します。

(4) 委託予定先が選定されなかった場合等の対応

応募資格を満たす研究機関等からの応募がなかった場合や、いずれの提案書も委託予定先として選定されなかった場合には、再公募を行います。

2 選定結果

(1) 選定結果等の通知

選定結果は、合同審査委員会で委託予定先が選定された後に速やかに応募者に通知します。不採択の場合は、審査委員のコメントなどその理由を付して通知します。

また、委託予定先名（研究グループによる応募の場合は、研究グループを構成する全機関名）を農林水産省のホームページで公表します。

なお、応募者の企業秘密、知的財産等に係る情報等を保護する観点から、審査内容等に関する照会には応じません。

(2) 複数採択

多様な研究機関等による研究を促進する観点から、公募課題によっては、複数の応募者を採択する場合があります。

VII 委託契約

1 委託契約の締結

VI 1 (1) により採択された者と、委託契約を締結します（研究グループにより研究課題を実施する場合は、研究グループと農林水産省が直接委託契約を締結します。詳しくは別紙4を御覧ください）。

また、委託予定先決定から委託契約締結までの間に、委託予定先の構成員等について、特段の事情の変化があり研究の実施が困難と判断される場合には、委託契約の締結先を変更する場合があります。

2 2年目以降の取扱い

2年目以降については、原則として、今回の公募により決定した委託先が実施するものとなりますが、契約は毎年度当初に改めて締結するものとします。

ただし、別途設置する戦略的国際共同研究推進委託事業のうち日独農業大臣会談での合意実施・フォローアップ事業評価委員会における研究の進捗状況の点検の結果により、研究の目標達成が著しく困難である等、研究の中止や縮小等が適当と判断された場合は、次年度以降、委託費の削減、参加研究機関の縮減、委託自体の不実施等を行います。

3 契約上支払対象となる経費（別紙5参照）

（1）委託経費の対象となる経費

委託経費として計上できる経費は、次の経費とします。

① 直接経費：研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費

ア 人件費：研究・開発に直接従事する研究開発責任者、研究員等の人件費。

なお、国、あるいは、地方公共団体からの交付金等で常勤職員の人件費を負担している法人（地方公共団体を含む。）については、常勤職員の人件費は計上できません。人件費の算定にあたっては別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に基づき計算すること。

イ 謝金：委員会の外部委員等に対する出席謝金及び講演、原稿の執筆、研究協力等に対する謝金

ウ 旅費：国内外への出張に係る経費

エ 試験研究費

- ・機械・備品費：本事業の研究課題で使用するもので、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち、取得価格が10万円以上の物品とします（ただし、借用（リース等）の方が経費を抑えられる場合には、経済性の観点から可能な限り借用してください。この場合の経費は、借料及び損料になります）。ドイツ国内の共同研究機関等が使用する機械及び備品は対象外となります。なお、物品をファイナンスリースで使用する場合には、リース料算定の基礎となるリース期間は、原則、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた期間（法定耐用年数）以上とするなど、合理的な基準に基づいて設定して下さい。そのリース期間が事業期間を上回り、事業終了後も使用する場合は、事業終了後にかかるリース費用については、自己負担になります。リース期間が、上記によりがたい場合は、リース契約前に当局との協議が必要です（物品の法定耐用年数などの合理的な基準に基づかないリース期間の場合、原則、リース契約により調達した物品を事業終了後も継続して使用することはできません。）
- ・消耗品費：本事業の研究課題で使用するもので、機械・備品費に該当しない物品
- ・印刷製本費：報告書、資料等の印刷、製本に係る経費
- ・借料及び損料：物品等の借料及び損料

- ・光熱水料：研究施設等の電気、ガス及び水道料
- ・燃料費：研究施設等の燃料（灯油、重油等）費
- ・会議費：委員会等の開催に係る会議費
- ・賃金：本事業の研究課題に従事する研究補助者等に係る賃金
- ・雑役務費：物品の加工・試作、単純な分析等の外注費等

オ その他必要に応じて計上可能な経費：外国人招へい旅費・滞在費等

- ② 一般管理費：原則①エの試験研究費の15%以内（研究開発代表者の申請に応じ、最大30%までの加算を認めます）。
- ③ 消費税等相当額：①及び②の経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の8%。

※1 直接経費に計上できるものは、研究課題の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限り、特に、消耗品費、光熱水料、燃料費等を計上する場合は御注意ください。

また、本事業を含む複数の外部資金から研究員、研究補助員等に人件費等を支払う場合は、本事業の研究課題に直接従事する時間数により算出することになります。この場合、作業日誌等により十分な勤務管理を行ってください。

※2 一般管理費は直接経費以外で本事業に必要な経費です。具体的には、事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務補助職員の賃金等となります。なお、光熱水料等の全体額の一部を一般管理費で負担する場合には、事業に携わる人数比で按分する等により合理的に算出し、本事業に係る経費として明確に区分してください。

（2）購入機器等の管理

本事業により受託者（研究グループにより公募課題を実施する場合は、研究グループを構成する全機関をいう。以下同じ。）が取得した物品（機械・備品費で購入した機械装置等）は受託者において、善良な管理者の注意をもって管理していただきます。管理のため、本事業の購入物品であることを、管理簿に登録するとともに、物品にシールを貼るなどの方法により、明示してください。

なお、取得した物品（試作品を含む。）の本事業終了後の取扱いについては、個別に、当局への返還の可否を決定します。

VIII 研究成果の取扱いと評価

1 研究成果の取扱い

（1）研究成果に係る知的財産権の取扱い

研究成果に係る知的財産権が得られた場合、日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法第19条）等に基づき、受託者が以下の事項の遵守を約することを条件に、農林水産省は受託者から当該知的財産権を譲り受けないこととする予定です。

※ 知的財産権とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、品種登録を受ける権利、海外におけるこれらの権利に相当する権利、著

作権及び指定されたノウハウを使用する権利を言います。

- ① 研究成果に係る発明等を行った場合には、出願等を行う前に農林水産省に報告すること。
- ② 農林水産省が公共の利益のために当該知的財産権を必要とする場合に、農林水産省に対して無償で実施許諾すること。
- ③ 当該知的財産権を相当期間活用していない場合に、農林水産省の要請に基づき第三者に当該知的財産権を実施許諾すること。
- ④ 当該知的財産権の第三者への移転又は専用実施権等の設定等を行う場合は、一部の例外を除き、あらかじめ農林水産省の承認を受けること。
- ⑤ 当該知的財産権について自ら又は許諾先が国外で実施する場合には、あらかじめ農林水産省の承諾を得ること。

なお、研究グループによる研究の場合は、必要に応じて、構成員のうち、一部の機関の間で持ち分を定めることができます。

(2) 知的財産権以外の研究成果の取扱い

受託者においては、知的財産権以外のものを含む全ての研究成果について、毎年度、実績報告書としてとりまとめ、農林水産技術会議事務局に報告していただきます。

受託者は知的財産権以外の研究成果について、当該報告書の提出をもって、当該報告書の範囲内において保持・活用することが可能となります。

(3) 研究成果の管理

受託者は、次の事項について取り組んでいただきます。

- ① 研究グループは、研究1年目に研究成果の知的財産としての取扱い方針について、グループ内で議論していただき、その結果について報告していただきます。

また、受託者は、研究推進会議等において、知的財産マネジメントに関して知見を有する者（民間企業における知的財産マネジメントの実務経験者、大学TLO、参画機関の知的財産部局や技術移転部局等）の助言を得ながら、知的財産マネジメントを進めていただきます。

- ② 研究成果については、日本国内の農林水産業の振興に資するよう、適切に活用していただきます。この観点から、委託契約書に基づき、当該研究成果の活用を農林水産省から働きかける場合があります。

- ③ 研究成果に係る知的財産権の研究ライセンス及びリサーチツール特許の使用については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成18年5月23日総合科学技術会議決定）及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日総合科学技術会議決定）に基づき、対応することとなります。

(<http://www.affrc.maff.go.jp/docs/project/2014/pdf/life-sci.pdf>)

- ④ 受託者である法人と、その従業員の間の知的財産権の帰属については、受託者内部の話

ではありますが、受託者（研究グループにより研究を実施する場合は、研究グループを構成する全機関）において職務発明規程等が整備されていない場合、委託研究における知的財産権の帰属に当たり不都合が生じますので、契約締結後速やかに職務発明規程等を整備していただきます。

（４）研究成果の公表

受託者は、論文、パンフレット、メディア（新聞、テレビ等）において、本研究課題に係る活動又は事業の成果を公表される場合には、事前にその概要を農林水産省に連絡していただきます。公表することとなった成果については、本研究課題に係る活動又は事業の成果であることを明記してください。なお、出願前に研究成果の内容を公開した場合、新規性が失われるため、一部例外を除き知的財産権を取得することができなくなります。

本事業の研究成果については、本事業終了後、農林水産省が、研究成果発表会や、冊子等により公表する場合があります。その際、研究機関等に協力を求めることがありますので御承知おきください。

（５）研究成果に係る秘密の保持

本事業に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間の内外にかかわらず決して第三者に漏らさないでください。なお、業務上の秘密である研究成果に関する情報を、第三者（研究グループによる研究成果である場合は、研究グループ外の者）に提供する場合は、事前に農林水産省と協議する必要があります。

2 研究課題の評価等

事務局は、「農林水産省における研究開発評価に関する指針」（平成 23 年 1 月 27 日農林水産技術会議決定）等に基づき、研究課題の評価及び研究により得られた成果の追跡調査を実施します。

また、「農林水産省における研究開発評価に関する指針」に基づく評価のほか、第 3 者委員から構成される戦略的国際共同研究推進委託事業のうち日独農業大臣会談での合意実施・フォローアップ事業評価委員会において研究の進捗状況の点検を実施します。

なお、追跡調査は、得られた研究成果の普及・活用状況について、成果の公表から 2 年、5 年、更に必要に応じて 10 年経過時に、実施する予定としています。

受託者には、研究課題の評価及び追跡調査に必要な資料の作成等の協力をお願いいたします。評価結果等は、研究計画の見直し、予算の配分等に反映されます。

3 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）からの内閣府への情報提供等

第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

これを受けて、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

IX その他応募に当たっての注意事項

1 共同研究契約の締結

応募する段階でドイツ側研究機関と共同研究契約の締結をしている必要はありませんが、共同研究契約の内容（知財の取扱含む）をドイツ側研究機関とよく調整した上で応募してください。なお、本事業の契約時には、締結済みの共同研究契約書の提出が必要となります。

また、ドイツ側研究機関と共同研究に関する連携協定覚書の締結は義務ではありませんが、締結済みである場合は、申請書を提出する際に参考資料として提出をお願いします。

2 不合理な重複及び過度の集中の排除

不合理な重複（※1）及び過度の集中（※2）の排除を行う観点から、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成 17 年 9 月 9 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）（http://www.affrc.maff.go.jp/docs/research_fund/2011/pdf/sisin_etc-05.pdf）に基づいた取扱いを行うこととします。

（1）応募書類への記載

本事業の応募の際には、現在参画しているプロジェクト等（他府省を含む他の委託事業及び競争的資金。以下「プロジェクト等」という。）の応募・受入状況（制度名、研究課題名、実施期間、研究予算額、エフォート（研究専従率））を提案書に記載していただきます。なお、提案書に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の採択の取消し又は委託契約の解除、委託費の返還等の処分を行うことがあります。

また、不合理な重複及び過度の集中の排除の確認のため、応募内容の一部（研究課題名、研究者名、研究機関名、研究概要等）を他の配分機関等に情報提供する場合があります。

（2）不合理な重複及び過度の集中に該当する場合

提案書及び他府省からの情報等により、不合理な重複及び過度の集中が認められた場合には、審査対象からの除外、採択の決定の取消し又は経費の削減を行うことがあります。

※1 不合理な重複とは、同一の研究者による同一の研究課題（プロジェクト等が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数のプロジェクト等が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・ 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数のプロジェクト等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

- ・ 既に採択され、配分済のプロジェクト等と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これらに準ずる場合

※2 過度の集中とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

3 研究費の不正使用

（1）不正使用防止に向けた取組

農林水産省では、研究費の不正使用防止への対応について、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議決定）に則り、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知。以下「管理・監査ガイドライン」という。※）を策定しました。

（※管理・監査ガイドラインについては、

<http://www.affrc.maff.go.jp/docs/misbehavior.htm> を御覧ください。）

本事業で実施する研究活動には、管理・監査ガイドラインが適用されますので、各研究機関等においては、管理・監査ガイドラインに沿って、研究費の適正な執行・管理体制の整備等を行っていただく必要があります。

また、その実施状況について報告等を求めるとともに、必要に応じ、農林水産省による現地調査を行う場合があります。

（2）不正使用等が行われた場合の措置

本事業及び当省の他の事業並びに他府省の事業において、研究費の不正使用又は不正受給（以下「不正使用等」という。）を行ったために、委託費等の全部又は一部を返還した研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、当該研究費を返還した年度の翌年度以降、一定期間、本事業に係る新規の応募又は継続課題への参加を認めません。

- ① 不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者

ア 個人の利益を得るための私的流用が認められた場合：10年間

イ ア以外による場合

a 社会的影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合：5年間

b a及びc以外の場合：2～4年間

c 社会的影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合：1年間

② 不正受給（偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給することをいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者：5年間

③ 不正使用等に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者：不正使用等を行った研究者の応募制限期間の半分（上限は2年間とし、下限は1年間で端数は切り捨てる。）の期間

④ 他省庁を含む他の競争的資金等において不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務※に違反した研究者：当該競争的資金等において応募、参加を制限されることとされた期間と同一の期間

※ 善管注意義務対象者の例：原則、日常的に研究資金の管理を行うことが可能であって、研究実施に当たって管理する立場にある研究者が、競争的資金等の使用・管理状況を把握せず、管理者としての責務を全うしなかった結果、被管理者（その他の研究者）が不正を行った場合等。

本事業において研究費の不正使用等を行ったため、委託費の全部又は一部の返還措置が採られた場合、当該不正使用等の概要を公表するとともに、その情報を他の競争的資金等を所管する国の機関に提供します。このことにより、他の競争的資金等においても応募が制限される場合があります。

研究費の不正使用等が行われた場合において、その原因の一つとして研究費の不正使用等に関与した研究者等が所属する機関における公的研究費の管理・監視体制が不十分であった場合には、同機関に所属する全ての研究者について、一定期間、本事業への応募又は参加を認めないこととします。

なお、事務局が公的研究費の配分先の研究機関等において不正使用等が行われた旨の情報を入手した場合の対応については、「研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について」を御覧ください。

(<http://www.affrc.maff.go.jp/docs/misbehavior.htm>)

4 虚偽の申請に対する対応

本事業にかかる申請内容において、虚偽行為が明らかになった場合、実施研究課題に関する委託契約を取り消し、委託費の一括返済、損害賠償等を受託者に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本事業から資金を受給した研究者等及びそれに共謀した研究者等については3（2）の不正使用を行った場合と同様の措置を取ります。

5 研究活動の不正行為防止のための対応

(1) 不正行為防止に向けた取組

農林水産省では、研究活動の不正行為に関し、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」(平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知。以下「ガイドライン」という。※)及び「農林水産省が配分する研究資金を活用した研究活動における特定不正行為への対応に関する規程」(平成18年12月15日付け18農会第1148号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知※)を策定しています。本事業で実施する研究活動には、これらの通知が適用されます。各研究機関においては、ガイドラインに基づいて、研究倫理教育責任者を設置するなど不正行為を未然に防止する体制を整備するとともに、研究機関内の研究活動に関わる者を対象に、契約締結時まで研究倫理教育を実施していただく必要があります(研究倫理教育を実施していない研究機関は、本事業に参加することはできません)。また、研究活動の特定不正行為(発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用)に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、特定不正行為に関する告発があった場合の調査委員会の設置及び調査の実施等、研究活動の特定不正行為に対し適切に対応していただく必要があります。

(※農林水産省の上記ガイドライン及び規程については、

<http://www.affrc.maff.go.jp/docs/misbehavior.htm> を御覧ください。)

(2) 特定不正行為が行われた場合の措置

特定不正行為があったと認定された研究に係る資金の配分を受けた機関に対し、当該研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

また、特定不正行為に関与したと認定された者及び特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負うものとして認定された著者に対し、以下のとおり、一定期間、本事業をはじめとする農林水産省所管の研究資金等への申請を制限する場合があります。

① 特定不正行為に関与したと認定された者については、その特定不正行為の程度により、特定不正行為と認定された年度の翌年度以降2年から10年

② 特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者については、特定不正行為と認定された年度の翌年度以降1年から3年

さらに、各機関の体制整備状況等について調査を行い、体制不備が認められた機関には、改善事項等を示した管理条件を付しますが、その履行が認められない正当な理由無く調査が遅れた場合は、研究に係る経費の一部を削減する可能性があります。

なお、上記の措置の対象となった者の氏名・所属、当該措置の内容、特定不正行為の内容等を公表するとともに、国費による研究資金を所管する各府省及び農林水産省の所管独立行政法人に情報提供しますので、他の事業等においても申請が制限される場合があります。

6 指名停止を受けた場合の取扱い

公募期間中に談合等によって当省から指名停止措置を受けている研究機関等が参画した研究グループによる応募について、措置対象地域で研究を実施する内容の応募は受け付けません。なお、公募期間終了後、採択までの間に指名停止措置を受けた場合は、不採択とします。

X 事業への参画機関の職員に対する計算資源等の利用提供

農林水産研究開発の効率化・効果的な推進等を図るため、農林水産省の事業に参画する者に対して、農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターの農林水産研究情報総合センターが運用する研究技術情報及び計算資源※を提供しています。

(<http://itcweb.cc.affrc.go.jp/affrit/beginner>)

利用を希望する場合、ホームページに記載された利用手続に従って申請を行ってください。

なお、詳しくは、農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター情報システム課企画・システム係 (Tel.029-838-7344) へお問い合わせください。

※ 研究技術情報及び計算資源とは、具体的には次のとおりです。

- ・ 研究情報 (文献情報、研究課題、研究成果、全文情報等)
- ・ 科学技術計算システム (大規模演算サーバ (スーパーコンピュータ) 及び科学技術計算アプリケーション (数値・統計解析、計算化学、構造・流体解析等))
- ・ 以上のほか、その他情報 (気象データ、地図データ、農林水産統計データ等) の提供のほか、利用支援等を実施

X I 動物実験等に対する対応

「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成 18 年 6 月 1 日付け農林水産技術会議事務局長通知※) に定められた動物種を用いて動物実験等を実施する場合は、当該基本指針及び当該基本指針に示されている関係法令等に基づき、適正に動物実験等を実施していただく必要があります。

(※については、農林水産省のホームページ

(http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000775.html) を御覧ください。)

X II 問合せ先

本件に関する問合せは、応募要領の公表後から応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。なお、審査の経過、他の提案者に関する事項、審査に当たり特定の者にのみ有利となる事項等についてはお答えできません。また、これ以外の問合せについては、質問者が特定される情報等は伏せた上で、その質問及び回答内容を全て農林水産技術会議事務局のホームページにて広く周知させていただきますので御了承ください。

記

【研究の公募課題、その他応募要領全般について】

農林水産技術会議事務局国際研究官（室）

担当者 大野、掛部

T E L : 03-3502-7466

F A X : 03-5511-8788

【契約締結について】

大臣官房予算課契約班

担当者 山下

T E L : 03-6744-7162

F A X : 03-6738-6158

【e-Rad について】

e-Rad ヘルプデスク

T E L : 0570-066-877

または 03-5625-3961（直通）

受付時間 9:00～18:00（平日）

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

e-Rad ポータルサイトの「ヘルプデスクへのお問い合わせ」

(<http://www.e-rad.go.jp/contact/index.html>) も御確認ください。